

## 新型コロナウイルス感染症の対応についてのお願い

平素より、当施設の運営に関しまして多大なるご理解とご協力を賜り誠に有難うございます。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、福岡県内におきましても新型コロナウイルス感染症の方が確認されております。感染拡大が続く新型コロナウイルスの肺炎について、感染症法で定める「指定感染症」に2月28日に定められました。

当施設も厚生労働省のガイドラインに沿って、下記のとおり、感染拡大防止の対応策を実施させていただきます。ご理解とご協力をいただきますよう、何卒宜しくお願い申し上げます。

### 内容

- ①送迎車両乗車前にご家庭にて検温をお願いします。  
※37.5度以上の発熱や呼吸器症状等がある場合はご利用をお控えください。
- ②来苑されたのち、37.5度以上の発熱や呼吸器症状等が出た場合はご利用の中断、帰宅を検討します。
- ③基礎疾患(糖尿病、心不全、呼吸器疾患)を抱える方については、37.5度以上又は呼吸器症状等が2日以上続いた場合には、保健所に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けてください。
- ④37.5度以上又は呼吸器症状等が4日以上続いた場合には、保健所等に設置されている「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡し、指示を受けて下さい。
- ⑤発熱が認められた場合には、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまではご利用をお控え下さいますよう、ご協力お願い致します。

### お願い

ご家族様の来苑(送迎等)に関しては、「**事業所玄関まで**」とさせていただきます。

ご理解とご協力の程、よろしくお願い致します。